

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 9 月 3 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 上口 直紀

記

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物件名及び数量：物品の購入 (1)

2－1号物件：プリンター消耗品	物品数：	3 5	数量：	9 5
2－2号物件：電化製品	物品数：	8	数量：	1 5
2－3号物件：パソコン周辺機器	物品数：	8	数量：	4 1
2－4号物件：カメラ及び付属品	物品数：	6	数量：	1 1
2－5号物件：事務機器	物品数：	3	数量：	5
2－6号物件：事務用品	物品数：	1 5 5	数量：	8 6 0
2－7号物件：現場用品	物品数：	2 2	数量：	6 9
2－8号物件：現場用資材	物品数：	3 3	数量：	7 1 3
2－9号物件：空中撮影機材	物品数：	5	数量：	2 8
2－10号物件：土留用資材	物品数：	5	数量：	7 8

(電子調達対象案件、電子契約対象案件)

(2) 購入物品の規格 閲覧図書の仕様書による。

(3) 納 付 期 限 閲覧図書の仕様書による。

(4) 納 付 場 所 閲覧図書の仕様書による。

(5) 本案件は、電子調達システムを利用して入札に参加することが可能である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「物品の販売」の資格を有し、A、B、C 又は D の等級に格付けされ、「近畿」を競争参加地域としている者であること。

(4) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に

基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 電子調達システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

3 閲覧図書設置場所及び日時等

(1) 場 所 〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎
近畿中国森林管理局 総務企画部 経理課

(2) 日 時 令和7年9月3日(水)午前9時から令和7年9月29日(月)午後5時までとする。(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)

(3) その他 資料は無料であるが閲覧図書及び入札説明書の郵送対応は行わない。

閲覧図書及び入札説明書はインターネットの近畿中国森林管理局ホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/tender.html>)からダウンロードすること。

また、電子データでの交付も可能であるが、電子データでの交付を希望する場合はデータを記録することができる記録媒体(CD-R、CD-RWに限る。)を持参し窓口で申し出ること。なお、持参した電子データに記録作業を行い交付するため当日交付ができない場合もある。

4 入札参加資格確認提出書類

(1) 資格確認事項誓約書兼物品提案書

(仕様書に記載の「例示品として同等のもの」以外の物品を提案する場合には添付資料も必要)

(2) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

5 書類等の提出場所及び提出期間等

(1) 電子調達システムで参加する場合

(ア) 提出方法

電子調達システムで送信すること。

ファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・Microsoft Word(Word2016形式以下)
- ・Microsoft Excel(Excel2016形式以下)
- ・その他のアプリケーションPDFファイル(Adobe Acrobat DC2020以下)
- ・画像ファイルJPEG形式又はGIF形式
- ・圧縮ファイルLZH形式

(イ) 提出期間

令和7年9月3日(水)午前9時から令和7年9月22日(月)午後5時までとする。

(ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く。)

(2) 紙入札で参加する場合

(ア) 提出方法

持参、郵送または電子メール。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留に限る。

(イ) 提出期間

持参による場合は、令和7年9月3日（水）午前9時から令和7年9月22日（月）午後5時まで。（ただし、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。）

郵送による場合は、令和7年9月3日（水）午前9時から令和7年9月22日（月）午後5時必着とする。

(ウ) 提出場所

〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号 桜ノ宮合同庁舎

近畿中国森林管理局 総務企画部 経理課

メールアドレス：nyusatsu_kc_keiri@maff.go.jp

(3) その他

上記2及び4の各号を支出負担行為担当官が審査し、要求資格等を満たした者を当該競争に参加させる。

なお、要求資格等を満たしていない者には、令和7年9月25日（木）までにその旨連絡をする。

6 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であることを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載（電子調達システムによる場合は、システムに入力）すること。

また、開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがあるため、再度入札を希望する場合、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者（郵便入札を行ったものを除く）とする。

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 電子調達システムにより入札する場合

(ア) 入札の締切日時

全ての物件について令和7年9月26日（金）午前9時から令和7年9月29日（月）の午前9時20分までに入札金額の送信を行うこと。

(イ) 開札の場所及び日時

- ・場 所 近畿中国森林管理局 2階 第一会議室
- ・日 時 令和7年9月29日（月） 各物件の開札時間は下記のとおり。

2－1号物件：午前 9時30分

2－2号物件：午前 9時45分

2－3号物件：午前10時00分

2－4号物件：午前10時15分

2－5号物件：午前10時30分
2－6号物件：午前10時45分
2－7号物件：午前11時00分
2－8号物件：午前11時15分
2－9号物件：午前11時30分
2－10号物件：午前11時45分

(2) 紙により入札する場合

下記(ア)に示す場所、日時において入札する。

郵便入札を認める。郵便入札を行うときは、令和7年9月26日(金)午後5時までに入札書が上記5(2)の(ウ)に示す場所に到着するように、書留郵便で差し出すこと。また、郵便による入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「何月何日開札、(物件名)の入札書在中」と朱書きした上で外封筒に入れること。なお、外封筒の封皮にも「何月何日開札、(物件名)の入札書在中」と朱書きすること。

(ア) 入札、開札の場所及び日時

- ・場 所 近畿中国森林管理局 2階 第一会議室
- ・日 時 令和7年9月29日(月)

各物件の入札時間は下記のとおり。入札締切後、即時開札とする。

2－1号物件：午前 9時30分
2－2号物件：午前 9時45分
2－3号物件：午前10時00分
2－4号物件：午前10時15分
2－5号物件：午前10時30分
2－6号物件：午前10時45分
2－7号物件：午前11時00分
2－8号物件：午前11時15分
2－9号物件：午前11時30分
2－10号物件：午前11時45分

入札参加者は各物件の入札時間の10分前までに集合すること。

8 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札保証金及び契約保証金

免除する。

10 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

なお、落札者は落札決定日から3営業日以内に物品番号毎（物品提案した場合は提案した物品に修正）に10%を加算した金額の内訳書をMicrosoft Excel(Excel2013形式以下)で作成し、近畿中国森林管理局経理課までメール（nyusatsu_kc_keiri@maff.go.jp）で送付すること。

また、物品毎の内訳書の計が契約額と同額になることに留意すること。

12 その他

（1）契約書における支払遅延利息は、契約日において適用される財務省告示「政府契約の支払遅延利息の率を定める件」に規定する利率とする。

（2）本公告に記載なき事項は入札説明書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ

「http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html」をご覧ください。